

京都外国語大学 学位規程

(昭和 47 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項及び京都外国語大学学則(以下「大学学則」という。)第 28 条第 3 項並びに京都外国語大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 27 条第 5 項の規定に基づき、京都外国語大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士（文学）、学士（国際学）、学士（グローバル観光学）、修士（言語文化学）及び博士（言語文化学）とする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学院学則に定めるところにより、博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本大学院学則に定めるところにより、博士後期課程（以下「後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に規定する者のほか、本大学院学則第 27 条第 3 項の規定により、本大学院の後期課程を経ない者が博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻学術に関して、後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。

(修士論文又は個人研究成果報告書の提出資格)

第 4 条 修士論文又は個人研究成果報告書を提出する者は、前期課程に 1 年以上在学した者に限る。

2 修士論文又は個人研究成果報告書は、前期課程在学中に提出しなければならない。

(博士論文の提出資格)

第 5 条 博士論文を提出する者は、後期課程に 2 年以上在学し、外国語を含む学力確認に合格し、2 次をわたる中間発表を行った者に限る。

2 博士論文は、後期課程在学中に提出しなければならない。

3 本大学院後期課程を経ることなく、博士論文を提出することができるが、その場合審査を受けなければならない。

4 前項に規定する博士論文の審査に関する必要な事項は、別に定める。

(博士論文の学位審査料)

第 6 条 前条第 3 項の規定により博士論文を提出する者は、別に定める学位審査料を納入しなければならない。

(修士論文又は個人研究成果報告書の審査)

第 7 条 研究科長は、修士論文又は個人研究成果報告書を受理したときは、大学院教授会において、研究科担当教員のうちから選出された審査委員（指導教授を含む。）に、審査を付託する。

2 審査委員が必要であると認めたときは、口述試問を行うことができる。

(博士論文の審査)

第8条 研究科長は、博士論文を受理したときは、大学院教授会において研究科担当教員のうちから選出された審査委員(指導教授を含む。)に審査を付託する。

(学位論文の審査の協力)

第9条 学位の授与にかかる学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査委員の報告)

第10条 修士論文審査委員は、修士論文又は個人研究成果報告書の審査及び最終試験を終了したときは、速やかにその審査の要旨等の結果をまとめ、修士論文又は個人研究成果報告書とともに文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

2 博士論文審査委員は、博士論文の審査及び口述試問を終了したときは、速やかにその審査の要旨等の結果をまとめ、博士論文とともに文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

(大学院教授会の審議)

第11条 大学院教授会は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の承認は、大学院教授会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、第3条の規定により承認された者で、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称使用)

第13条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「京都外国語大学」と付記するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消し)

第17条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は大学教授会又は大学院教授会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

第18条 削除

(雑 則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学教授会又は大学院教授会の議を経て、学長がこれを定める。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、別表第1、別表第1-2、別表第1-3、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、大学教授会又は大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第5条第1項及び第2項の博士論文の提出資格については、平成22年度入学者から適用する。ただし、平成21年度以前の入学者については平成24年度まで経過措置を講じ、平成25年度以降は第5条第3項を適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(平成4年3月19日改正、平成17年2月26日改正、平成20年3月10日改正、平成20年7月29日改正、平成22年3月10日改正、平成23年2月25日改正、平成25年7月18日改正、平成27年3月8日、平成29年11月14日改正、令和2年9月17日改正)

別表第1 (外国語学部)

発行番号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学外国語学部〇〇語学科所定の課程を修め本学を卒業した ので学士（文学）の学位を授与する
年 月 日
京都外国語大学 学長 〇〇〇〇 印

備考 規格は、A4とする。

別表第1-2 (国際貢献学部)

発行番号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学国際貢献学部グローバルスタディーズ学科所定の課程を 修め本学を卒業したので学士（国際学）の学位を授与する
年 月 日
京都外国語大学 学長 〇〇〇〇 印

備考 規格は、A4とする。

別表第1－3(国際貢献学部)

	発行番号
学位記	
氏名	
年月日生	
本学国際貢献学部グローバル観光学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(グローバル観光学)の学位を授与する	
年月日	
京都外国語大学	
学長 ○○○○ 印	

備考 規格は、A4とする。

別表第2(博士前期課程)

	発行番号
学位記	
氏名	
年月日生	
本学大学院外国語学研究科異言語・文化専攻の博士前期課程を修了したので修士(言語文化学)の学位を授与する	
年月日	
京都外国語大学	
学長 ○○○○ 印	

備考 規格は、A4とする。

別表第3 (博士後期課程)

	発行番号
学位記	
氏名	
年月日生	
本学大学院外国語学研究科異言語・文化専攻の博士後期課程 において学位論文の審査及び最終試験に合格したので 博士（言語文化学）の学位を授与する	
年月日	
京都外国語大学	
学長 ○○○○ 印	

別表第4 (第3条第4項による場合)

	発行番号
学位記	
氏名	
年月日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士（言語文化学）の学位を授与する	
年月日	
京都外国語大学	
学長 ○○○○ 印	